

2023年12月6日  
電気事業連合会

改正再処理法施行に伴う廃止措置計画等の一部記載見直しについて（案）

1. はじめに

2024年4月の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（以下、「改正再処理法」）の施行に伴い、廃止措置に係る資金確保の責任が実用発電用原子炉設置者（以下、「事業者」）から使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」）に移行することから、法令要求※に基づき事業者にて作成している廃止措置計画及び廃止措置実施方針の記載の一部を見直すことが必要。

2. 見直し内容

資金確保の責任が事業者から機構に移ることから、これに関する記載について見直しが必要と考えている。見直し案は添付の通り。

3. 見直し時期

廃止措置計画の当該記載は添付書類であることから、プラント毎の申請案件に「合わせて」記載を適正化することとしたい。

一方、事業者がホームページで公表している廃止措置実施方針については、改正再処理法が施行される 2024年4月以降速やかにホームページ更新を実施することとしたい。

以 上

※法令要求

＜廃止措置計画＞

原子炉等規制法 (←資金についての記載要求なし)

(発電用原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の三十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 省略

実用炉規則 (←添付書類七として記載するよう要求あり)

(廃止措置計画の認可の申請)

第一百六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～十二 省略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～六 省略

**七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書**

八～十 省略

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

＜廃止措置実施方針＞

原子炉等規制法 (←資金についての記載要求あり)

(廃止措置実施方針)

第四十三条の三の三十三 省略

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、**廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法**その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 省略

4 省略

実用炉規則 (←十二号として記載するよう要求あり)

(廃止措置実施方針に定める事項)

第一百五十五条の二 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～十一 省略氏名又は名称及び住所

**十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法**

十三～十六 省略

改正再処理法施行に伴う資金調達記載の見直し案

現状の記載	見直し案	備考
<p data-bbox="121 268 513 331" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">廃止措置実施方針 十二号</p> <p data-bbox="97 506 973 537">十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法</p> <p data-bbox="136 642 477 674">1 廃止措置に要する費用</p> <p data-bbox="151 684 1359 762">原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設解体に要する費用の総見積額は、〇〇発電所で約〇〇〇億円（令和〇年度末時点）である。</p> <p data-bbox="136 821 359 852">2 資金調達計画</p> <p data-bbox="186 863 834 894">廃止措置に要する費用は、自己資金により賄う。</p> <p data-bbox="151 905 1359 982">今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、費用の総見積額の全額を積み立てる計画である。</p>	<p data-bbox="1383 506 2258 537">十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法</p> <p data-bbox="1418 642 1982 674">1 廃止措置に要する資金の調達について</p> <p data-bbox="1433 684 2635 852">廃止措置に要する資金については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に基づき、当社が年度毎に廃止措置に係る費用に相当する額の支払請求を使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という）に行い、機構が適正と認めることにより、機構から当社に支払われる。</p> <p data-bbox="1433 863 2635 940">なお、当社は機構の廃炉推進業務に必要な費用として、各年度、機構に対して拠出金を納付する。</p>	<p data-bbox="2659 684 2867 810">改正再処理法施行に伴う見直し</p>